

是非この機会にご活用下さい!!

## 公益活動サポートセンターが 認定支援機関\*として貴社をご支援します！

### 認定支援機関による経営改善支援制度のご案内

\* 中小企業経営力強化支援法に基づく「財務局・経済産業局認定 経営革新等支援機関」

がんばっているけど毎月の借入金返済に苦労している中小企業のために、  
画期的な国の支援事業が、現在実施されています。

以下のようなケースに当てはまる企業の方はぜひご活用下さい。

返済はしているけれど、  
いつまでたっても  
借入残高が減らない。

毎月の借入返済が多く、  
会社にお金が残らない  
のが心配だ

銀行借入が多いので  
息子が家業を継ごうと  
しない。困っている。



詳細については、下記の認定機関へお問い合わせ下さい。

一般社団法人 公益活動サポートセンター

代表理事 江口 泰生

公認会計士 姥 淵 照 夫

## 最大のポイントは？

1. 認定支援機関とともに経営改善計画を策定し、金融機関から合意が得られれば各種の金融支援(借入条件変更・借換・借入金一本化・新規融資等)を受けることができます。
2. 経営改善計画を策定には高額な費用が必要ですが、当センターは認定支援機関ですので、国からその費用の2/3の補助金(上限200万)が受けられます。  
この国の支援事業には400億以上の予算が計上されており、過去に例のないものとなっています。当センターがご支援いたしますので、この制度を活用して資金繰りの見直しを実施することによって、貴社の未来への第一歩を踏み出されてはいかがでしょうか。

## 「6つのステップ」でご支援します。

各金融機関への説明、申請に必要な手続きについては、認定支援機関である当センターが次の6つのステップで全面的にご支援いたします。

ステップ① 経営改善計画作成支援のお申し込み (貴社→当センター)



ステップ② メインバンクへの説明と協力依頼



ステップ③ 経営改善支援センターへの相談と「利用申請書」の提出



ステップ④ 「経営改善計画システム」による経営改善計画策定



ステップ⑤ 経営改善支援センターへの「経営改善計画書」等の提出



ステップ⑥ 金融支援の実行と実績モニタリングの開始



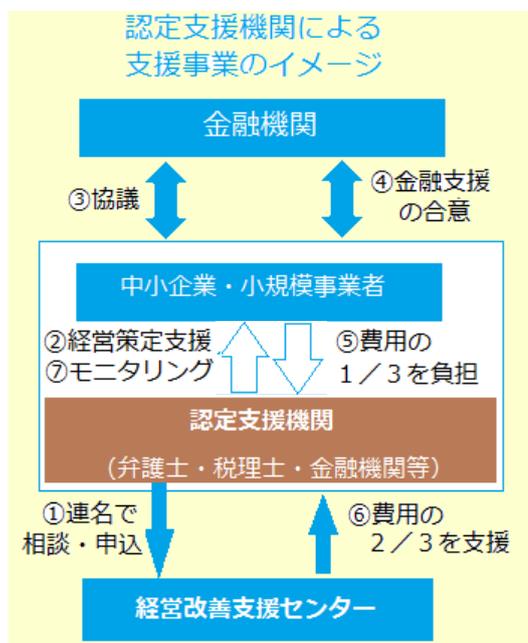
貴社の存続・発展

## ステップ① 経営改善計画作成支援のお申し込み

資金繰りを見直す絶好のチャンスです。

当センターにご相談ください！

中小企業と金融機関との間に、私たち認定支援機関が入ることにより、第三者的な視点で企業の資産価値調査を実施し、新たな金融支援を取得するチャンスが生まれます。ぜひこの機会に、支援機関をご活用ください。この支援事業の期限は延長されましたが、申請手続きの時間や経営改善計画の策定にかかる時間を考えますと、早期にご決断いただく事をお勧めいたします。



## ステップ② メインバンクへの説明と協力依頼

まず、メインバンクへ出向き、協力を求めます。

金融機関にはさまざまな手続きがあるため、事前に訪問して説明し、協力が得られるようにしておく必要があります。そのためにステップ2では、貴社よりメインバンクへアポイントをとっていただき、私どもが同行し、金融支援を得るための事前協議を行います。

同意が得られたら、私どもと連名で経営改善支援センターに「経営改善支援センター利用申請書」を提出し、審査を受けることになります。

なお、金融機関によっては認定支援機関に登録していないところ(たとえば、政府系金融機関である日本政策金融公庫など)もありますが、その場合は経営改善計画支援事業に関する「確認書」の取得をお手伝いたします。



## ステップ③ 経営改善支援センターへ「利用申請書」の提出と面談

### 申請手続きは当センターにお任せください。

ステップ3では、利用申請手続きを行います。私ども(代表認定支援機関)が、貴社とメインバンク等との連名で、下記の「利用申請書」を経営改善支援センターに提出します。

経営改善支援センター事業利用申請書				平成 年 月 日	
1. 申請者(中小企業・小規模事業者)					
申請者名	印	業種		担当者	
住所		電話番号		電話番号	
2. 代表認定支援機関					
認定機関名	印	業種・支店等		担当者	
住所		電話番号		電話番号	
3. その他認定支援機関					
認定機関名	印	業種・支店等		担当者	
住所		電話番号		電話番号	
認定機関名	印	業種・支店等		担当者	
住所		電話番号		電話番号	
認定機関名	印	業種・支店等		担当者	
住所		電話番号		電話番号	
4. 認定支援機関に依頼する業務内容(○で囲む)					
①経営改善計画(再生計画)の策定、②事業DD(市場調査含む)、③財務DD、④その他DD、⑤不動産評価、⑥事業価値算定、⑦金融機関への計画の説明補助、⑧モニタリング、⑨その他( )					
5. 認定支援機関に支払う費用見積額(税込)					
費用見積額					
算定根拠	業務別見積明細書を参照				
6. スケジュール(上記2及び3が実施する業務について)					
No.	業務内容	業務開始日(目処)	業務完了日(目処)		
7. モニタリング予定(実施サイクルは○で囲む)					
実施サイクル	①1ヵ月	②3ヵ月	③6ヵ月	④1年	
実施予定者					
報告予定先	金融機関名等:				
8. その他記載すべき事項(上記4. 及び7. で認定支援機関以外の専門家(不動産鑑定士等)を使う場合はここに記載する)					
9. 申請者及び認定支援機関の適格要件の宣誓					
申請者及び認定支援機関は、以下の適格要件を満たしていることを宣誓します。					
① 申請者は、誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を経営改善計画策定支援において適正に開示すること。					
② 申請者は、経営改善計画策定支援を行った場合に、営業収益を回復するために経営改善に取り組むこと。					
③ 認定支援機関は、誠実であり、経営改善計画策定支援を適切に行うことを誓約していること。					
④ 申請者及び認定支援機関は、反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。					
⑤ 申請者及び認定支援機関は、経営改善支援センターと中小企業基盤整備機構(中小企業再生支援全国本部)から費用支払や業務内容等について合理性等を問われた場合には、誠意をもって対応すること。					
⑥ 申請者及び認定支援機関は、計画策定後3年間のモニタリングに取り組み、その実施状況について経営改善支援センターに報告すること。					
⑦ 申請者および認定支援機関は、本事業の利用・活用に当たっては、以下の事項について十分注意し、理解したうえで取り組むこと。					
1. 計画の内容					
経営改善計画の策定・実行は、認定支援機関の支援を受けつつ申請者が自らの責任において行うものであり、経営改善支援センターは、策定された経営改善計画の内容の妥当性・公平性や実現可能性等について一切保証するものではなく、また、その内容について責任を負うものではありません。					
2. 金融支援の同意確認					
金融機関からの金融支援についての同意確認(書面の取得を含む)は、申請者および認定支援機関が自らの責任において行うものであり、経営改善支援センターは金融支援の内容・実行について一切保証するものではなく、また、その同意確認の適切性・妥当性等について一切の責任を負うものではありません。					
3. 不正利用					
万一、申請者または認定支援機関が当支援センター事業を不正に利用したことが発覚した場合、申請者または認定支援機関は自らの責任において必要な対応を行うものとし、そのような事態が生じた場合、経営改善支援センターは、申請者または認定支援機関の不正利用に関して何ら責任を負うものではありません。					
4. 支払					
策定された経営改善計画について、金融機関から金融支援の同意が得られなかった場合や支払申請にかかる必要書類などに不備・不適切な事項等が発覚した場合、経営改善支援センター、中小企業基盤整備機構もしくは中小企業庁の判断により、申請金額が支払われない場合があります。					

## ステップ④「経営改善計画システム」による経営改善計画策定

### メインバンクとともに明確な資金計画が実現できる

### 経営改善計画の策定を支援します。

ステップ4では、「経営改善計画システム」を活用して経営改善計画の策定をご支援します。事業概況の把握、実態バランス、業績および財産等の推移の確認、問題点の分析とその改善策の検討等を経て、メインバンクの協力のもとで実現可能性の高い経営改善計画の策定をご支援します。

**経営改善計画の策定支援に当たり、依頼させていただきたい資料は下記のとおりです。**

#### I. 提出書類

1. 登記簿謄本(原本) 1部
2. 直近3年分の申告書(決算書、勘定内訳書を含む)コピー各1部

#### II. 捺印をして頂く書類

1. 経営改善支援センター事業利用申請書(実印)

申請書類の作成のための資料、データ(様式は自由です)

1. 会社の事業内容、沿革等がわかるもの(パンフレット等)
2. 株主一覧(社外株主がおられる場合は株主とのご関係)、役員一覧、従業員数
3. 代表者の生年月日
4. 借入金の返済予定表、金利、担保、保証の状況、借入の条件変更の有無、借入先金融機関のご担当者名
5. 会社の業績や資金繰りが悪化した時期とその原因と考えられていること



**経営改善計画を作成し、金融機関にリスケジュールの意向を伝えて、リスケジュールの同意を得られれば、金融機関においての格付けは正常先のままで経営再建を行うことができます！！**

## ステップ⑤ 経営改善支援センターへの「経営改善計画」等の提出

各金融機関との調整を行い、

当センターが必要書類の提出を行います。

ステップ5では、作成した経営改善計画書をもとに関係金融機関との調整(バンクミーティング、経営サポート会議等)を行った上で、経営改善計画に係るすべての書類を当センターが作成し経営改善支援センターへ提出します。



## ステップ⑥ 金融支援の実行と業績モニタリングの開始

経営改善計画策定後のフォローアップもさせていただきます。

ステップ6では、メインバンクによる金融支援の実行後に、私どもが、計画の実現可能性を高めるために、業績のモニタリング(経営改善計画システムを活用した定期的な進捗管理)を行います。

たとえば、計画策定後少なくとも半期に一度は経営者と幹部が集まり、計画の達成状況を確認し、「モニタリング報告書」を策定するとともに、計画が未達成の場合には行動計画の見直しを実施し、新たなプランを対策案に盛り込みます。







## 一般社団法人公益活動サポートセンター

### 本 部

〒546-0012 大阪市東住吉区中野1-4-30  
TEL 06-7850-1991 FAX 06-7850-1912

### 北大阪支部

〒564-0051 吹田市豊津町1-14-206号  
TEL 06-6170-5757 FAX 06-6170-5722

ホームページ : <http://ksc-net.jp/>